

# 工事仕様書

工事名称 市営住宅電波障害対策施設撤去工事

工事場所 三原市中之町五丁目

工事内容 本工事は、干川住宅における電波障害対策施設の撤去を行う。

電波障害対策施設撤去工事 一式

準 則 公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編、機械設備工事編、建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)令和4年版に基づき施工する。

関係法令等 本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。

- ・建築基準法、同施行令、同施行規則
- ・消防法、同施行令
- ・建設業法、同施行令、同施行規則
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則
- ・労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱
- ・石綿障害予防規則
- ・大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法
- ・建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令
- ・その他関係法令

疑義変更 本設計図書は、設計の概要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。

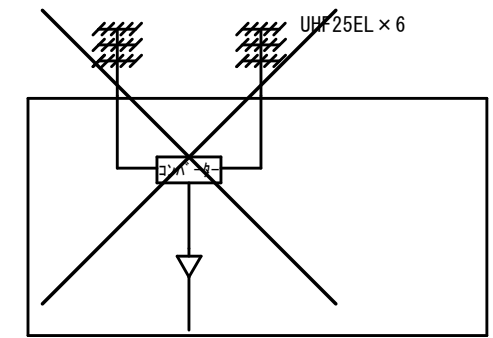
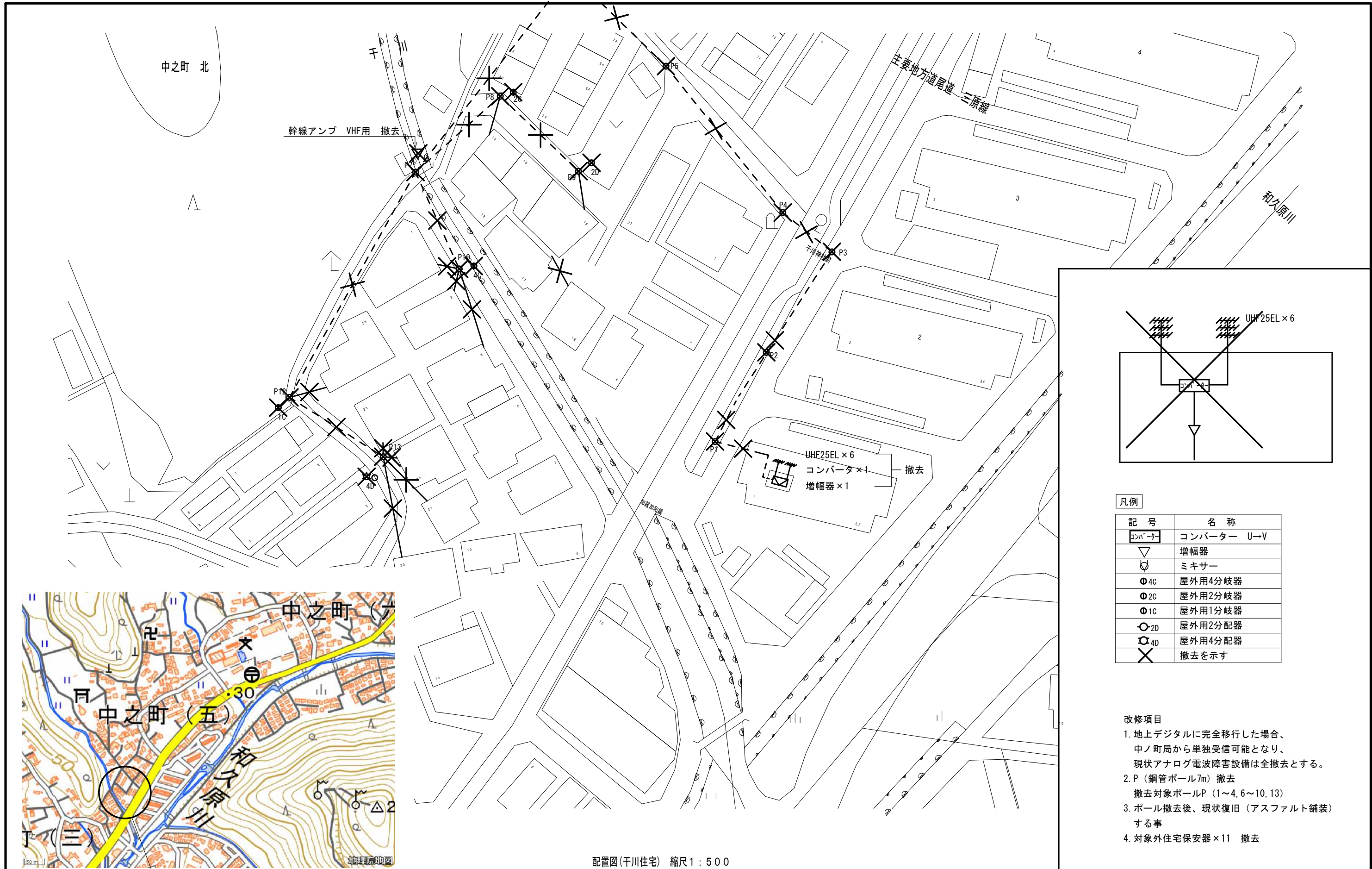
施工に際して疑義を生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに協議し、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて請負金額の増減はなきものとする。

提出書類 施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けるものとする。また、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けるものとする。

工 期 本工事は請負契約締結の後、令和6年3月28日をもって工期とする。このうち検査期間として13日間を見込んでいる。

## 留意点

- 工事の詳細については、事前に施設管理者へ説明を行い、承諾を得ること。
- ・近隣住民等の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、関係者の理解と協力を得ながら実施すること。苦情等が発生した場合には誠意をもってこれに対応すること。
  - ・近隣住民等への支障を最小限とするため、騒音、振動及び粉塵等の対策については最大限配慮した施工方法を採用すること。
  - ・近隣への騒音や振動に配慮すること。
  - ・解体工事及びアンカー工事等の騒音、振動及び粉じん等の発生が予想される工種については、施工時間及び施工方法等、最大限配慮した計画のもと行うこと。
  - ・施工箇所周囲の備品、機器等については、粉じん対策として養生及び清掃等を確実に行うこと。
  - ・工事中に粉じんの発生が予想される工種については、粉じん抑制等、周辺の環境対策のため散水を確実に行うこと。
  - ・工事関係者等、作業に関わる全員について、周辺住民への心遣いとして、挨拶を徹底すること。
  - ・近隣建物への損害を与えた場合は、誠意をもって対応し、原状復旧に努めること。
  - ・隣接家屋・敷地または周辺道路に対して、工事による汚れ、損傷、粉じん等を与えた場合は、受注者が責任をもって、清掃、補修等を実施すること。
  - ・工事期間中は付近の交通の安全を図ると共に、必要に応じて誘導員を常時配置し、危険防止に努めること。
  - ・第三者災害防止及び飛散防止対策のため、必要に応じて監督員の指示する範囲に、バリケード等を設置すること。
  - ・工事車両の通行については、近隣住民及び通学児童等の安全を最優先すること。
  - ・工事に支障となる雨水、湧水、洗浄水等の排水については、適切に排水すること。
  - ・官公庁その他への手続きは、受注者の負担により遅滞なく行うこと。
  - ・工事に伴い各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
  - ・周辺道路については常時、監視を行い、工事車両等により汚損させた場合は、速やかに清掃及び補修を行なうこと。
  - ・台風や豪雨など自然災害の発生が予測される場合は、必要な対策を施すこと。また、現場巡視と災害防止対策を必要に応じて行うこと。
  - ・受注者事務所、休憩所及び便所等は関係法令に従って設けること。
  - ・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
  - ・紙資料の削減を目的として、電子機器の利用を主とすること。
  - ・現場事務所にHDMI規格を出力できるモニター(24インチ程度以上)を設置すること。
  - ・現場事務所内は、無線通信(同時接続2台以上)が可能な環境とすること。
  - ・Microsoft Teams及びZoomを利用したWeb会議を行えるようにすること。ただし、ホストは受注者が行うものとする。
  - ・本工事の外注資材、労務等の調達については、極力、市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は、あらかじめ、理由を添えて発注者の承認を受けること。
  - ・行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
  - ・本工事は、「発注者指定型」による、週休2日工事の試行対象工事であり、実施にあたっては、「三原市週休2日工事等試行要領」に基づき実施するものとする。
  - ・契約後、受注者は工事着手までに週休2日の取得が確認できる計画表を発注者に提出するものとする。なお、工事完了後、達成できなかった場合は、現場閉所実績に応じて労務費の補正分を減じた変更契約を行うものとする。

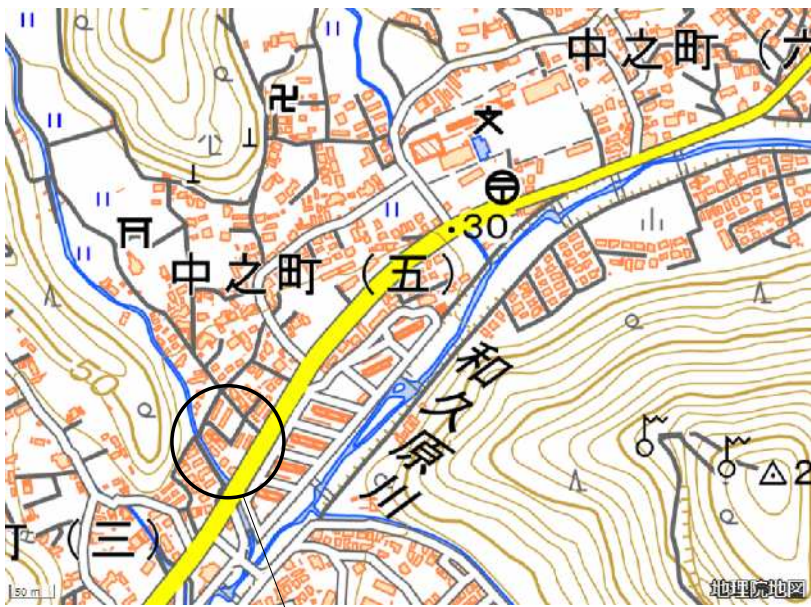


凡例

記号	名称
コンバータ	コンバーター U→V
△	増幅器
⊙	ミキサ
⊙4C	屋外用4分岐器
⊙2C	屋外用2分岐器
⊙1C	屋外用1分岐器
⊙2D	屋外用2分配器
⊙4D	屋外用4分配器
×	撤去を示す

改修項目

- 地上デジタルに完全移行した場合、中ノ町局から単独受信可能となり、現状アナログ電波障害設備は全撤去とする。
- P (鋼管ポール7m) 撤去  
撤去対象ポールP (1~4, 6~10, 13)
- ポール撤去後、現状復旧 (アスファルト舗装) する事
- 対象外住宅保安器 x 11 撤去



配置図(千川住宅) 縮尺1:500

千川住宅電波障害対策施設 出典:国土地理院ウェブサイト(https://www.gsi.go.jp/)

課長	係長	設計	校閲	日付	備考

## 参 考 数 量 書

工 事 名 称

市営住宅電波障害対策施設撤去工事

三原市中之町五丁目

[工事概要]

用途,構造,面積

工 事 範 囲

一 式

別 途 工 事

な し

工 期

契約締結日の翌日から 令和 6年3月28日までを工期とする。

一 般 事 項

《工事予算内訳》

設計金額 ￥

(税込み)

〈内 訳〉

区 分

金 額

摘 要

工 事 価 格

消 費 税 額

設 計 金 額

# 工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気通信設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		











電気通信設備工事 細目別内訳

千川住宅電波障害対策設備		電波障害対策設備				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
UHFアンテナ(撤去)		6	組			
アンテナマスト(撤去)		1	組			
ハットアップ(撤去)		1	台			
屋外用分岐分配器(撤去)		6	個			
屋外用増幅器(TBA・TDA)撤去		1	台			
電源装置(撤去)		1	台			
架空同軸ケーブル(撤去)	7C-FB	180	m			
鋼管柱(撤去)	7m 舗装復旧費を含む	10	本			
保安器(撤去)	引込線撤去を含む	11	個			
産廃処分費		1	式			別紙 00-0001
運搬交通費		1	式			
計						



